

11 新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和50年3月25日

条例第2号

注 平成4年3月から改正経過を注記した。

第1章 総 則

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して支給する災害弔慰金（以下「弔慰金」という。）、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して支給する災害障害見舞金（以下「見舞金」という。）及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金（以下「資金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した個人をいう。

第2章 弔慰金の支給

(弔慰金の支給)

第3条 本市は、市民が災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）第1条に規定する災害により死亡した場合は、その者の遺族に対し、弔慰金の支給を行うものとする。

(弔慰金を支給する遺族)

第4条 弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、死亡した者の死亡当時において、その者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。この場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順

位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しい場合は、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの弔慰金の額は、その死亡した者が死亡当時においてその死亡に関し弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた見舞金の額を控除した額とする。

(平4条例33・一部改正)

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者で、その生死がわからないものについては、法第4条の定めるところにより当該災害によって死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 災害による死亡が、その死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

第3章 見舞金の支給

(見舞金の支給)

第8条 本市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、見舞金の支給を行うものとする。

(見舞金の額)

第9条 障害者1人当たりの見舞金の額は、その障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(平4条例33・一部改正)

(準用規定)

第10条 第7条の規定は、見舞金について準用する。

第4章 資金の貸付け

(資金の貸付け)

第11条 本市は、令第3条に規定する災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、資金の貸付けを

行うものとする。

- 2** 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(資金の貸付限度額等)

第12条 資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法第10条第1項第1号に規定する被害があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合

ア 法第10条第1項第2号に規定する被害がない場合 150万円

イ 法第10条第1項第2号に規定する家財の被害があり、かつ、同号に規定する住居の被害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

- (2) 法第10条第1項第1号に規定する被害がなく、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合

ア 法第10条第1項第2号に規定する家財の被害があり、かつ、同号に規定する住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エに該当する場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

- (3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、当該災害により被害を受けた住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは、「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」とする。

- 2** 資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項かっこ書の場合は、5年）とする。

(平4条例33・一部改正)

(資金の利率)

第13条 資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(資金の償還の方法等)

第14条 資金の償還は、年賦償還の方法によるものとする。

- 2** 前項の規定による資金の年賦償還は、元利均等償還の方法によるものとする。ただし、資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3** 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 雑 則

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(平16条例122・旧附則・一部改正)

(合併に伴う特例)

2 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村（以下これらの市町村を「編入市町村」という。）の編入の日前に災害により被害を受けた者で、当該被害を受けた当時、編入市町村の区域内に住所を有したものは、第2条第2号の市民とみなす。

(平16条例122・追加)

(巻町の編入に伴う特例)

3 巻町の編入の日前に災害により被害を受けた者で、当該被害を受けた当時、巻町の区域内に住所を有していたものは、第2条第2号の市民とみなす。

(平17条例105・追加)

附 則 (昭和51年条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和53年4月1日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和56年条例第50号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第9条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年条例第47号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例第1条及び第8条から第10条までの規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和62年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成4年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第9条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第12条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

附 則（平成16年条例第122号）

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則（平成17年条例第105号）

この条例は、平成17年10月10日から施行する。